



卷末資料



人権に関する市民意識調査について ご協力をお願い

市民の皆様におかれましては、日ごろより市政推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

中津市では、市民の皆様の人権が尊重され、差別や偏見のない住みやすい社会をつくるために様々な取り組みをしています。この度5年に1度の「人権に関する市民意識調査」を実施させていただき、市民の皆様の率直なご意見を今後の人権施策に反映させていきたいと考えております。

具体的には、市内にお住いの18歳以上の方の中から無作為に選んだ1,000人の皆様に調査票を送付させていただきました。また、回答は無記名でお答えいただいた内容もそのままの公表ではなく、合計した割合を出すなど統計的に処理しますので、どうか率直なご意見、お考えをお聞かせください。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

令和2年7月 中津市

【記入上の注意】

1. 封筒の宛名のご本人がご回答下さい。
(ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方等がご本人から聞き取って代筆してください)
2. 7月1日現在でご記入ください。
3. 使用する筆記用具は、黒色のボールペン等なるべく濃く、はっきりと記入できるものを使用してください。
回答は、直接番号に○をつけてください。もし、間違った場合は、×印をつけ改めて正しい番号に○をつけてください。
4. お答えは、設問ごとに「1つ選んで」、「1つずつ選んで」、「いくつでも選んで」など指定していますので、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。
5. 「その他」を選択した場合は、その内容を(具体的に：)にご記入ください。
6. ご記入いただいた調査票は、7月22日(水)までに同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずにそのままお近くの郵便ポストにお出してください。
7. この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願い致します。

※個人の秘密は厳守致します。また、あなたのご回答内容が、この調査以外の目的に利用されることはありません。

【問合わせ先】

なかつ し せいかつほ けんぶ じんけん どうわ たいさく か
中津市生活保健部 人権・同和対策課
電話番号 22-1111 (内線：281)
担当： 広池・古岡

調査票

◆はじめに統計・分析のため、あなたご自身のことについておたずねします

F 1 あなたの性別について1つ選んでください。

1. 男 2. 女 3. 男か女か、答えることに抵抗を感じる

F 2 あなたの年齢(7月1日現在の満年齢)について1つ選んでください。

1. 18～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳
4. 40～49歳 5. 50～59歳 6. 60～69歳
7. 70～79歳 8. 80歳以上

※平成28年6月に公職選挙の選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる「改正公職選挙法」が成立したことに合わせ、本調査より「1. 18～19歳」の項目を追加。

F 3 あなたの職業について1つ選んでください。

1. 自営業（農業、林業、漁業、商工サービス業等）または、その家族従業員
2. 企業・団体の正社員、正規職員
3. 企業・団体の契約社員（職員）、派遣社員（職員）
4. 公務員 国、県、市町村の機関に勤務（教職員を除く）
5. 教職員
6. 臨時、パート、アルバイト（職種は問いません）
7. 家事専業（外で働いておらず、専ら家事に従事している方）
8. 無職（外で働いておらず、家事にも従事していない方）
9. 学生
10. その他（1～9のいずれにも該当しない方）

F 4 あなたの居住地について1つ選んでください。

1. 南部校区 2. 北部校区 3. 豊田校区
4. 小楠校区 5. 鶴居校区 6. 大幡校区
7. 如水校区 8. 三保校区 9. 和田校区
10. 今津校区 11. 沖代校区 12. 三光地区
13. 本耶馬溪地区 14. 耶馬溪地区 15. 山国地区

◆人権の尊重・人権への関心についておたずねします

問1-1 あなたは、今の日本で、人権は尊重されていると思いますか。1つ選んでください。

1. 尊重されていると思う
2. どちらかといえば尊重されていると思う
3. どちらかといえば尊重されていないと思う
4. 尊重されていないと思う
5. わからない

問1-2 あなたは、これまでに自分が差別されたり、自己的人権が侵害されたと思ったことがありますか。1つ選んでください。

1. ある 2. ない


《問1-3へ》


《問1-5へ》

調査票

問1-3 問1-2で「1. ある」を選んだ方に伺います。それはどのような性質のものですか。差し支えなければ次の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

1. あらぬ噂（うわさ）、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用の毀損（きそん）、侮辱（ぶじょく）
3. 警察官等の公務員からの不当な扱い（学校における体罰等を含む）
4. 暴力、強迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫等により、本来しなくてもいいことを無理矢理させられたり権利の行使を妨害された）
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域社会での嫌がらせ
8. 学校でのいじめ
9. 職場での嫌がらせ
10. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
11. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
12. プライバシーの侵害
13. セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
14. ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）
15. 児童虐待
16. その他（具体的に： _____）
17. なんとなく差別されているような感じ
18. 答えたくない

問1-4 引き続き、問1-2で「1. ある」を選んだ方に伺います。そのとき、あなたはどうしましたか。1つ選んでください。

1. 相手に抗議した
2. 身近な人に相談した
3. 相談機関に相談した
4. 弁護士に相談した
5. 警察に相談した
6. 抗議も相談もしなかった
7. その他（具体的に： _____）

問1-5 あなたは、差別や人権侵害を受けた場合に相談できる機関(場所)があることを知っていますか。知っているものをいくつでも選んでください。

1. 法務局
2. 人権擁護委員
3. 県庁や市町村役場の担当課
4. NPO等の民間団体
5. 警察署
6. 弁護士（または弁護士会）
7. その他（具体的に： _____）
8. 知らない

問1-6 基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていますが、あなたは、人権に関心がありますか。1つ選んでください。

1. 非常に関心がある
2. かなり関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない（「4. 関心がない」を選んだ方は問2-1へ）

※基本的人権には、思想・表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあり、人が自分らしく幸せに生きてゆくために侵すことのできない権利です。

調査票

問1-7 問1-6で「1. 非常に興味がある」「2. かなり興味がある」「3. あまり興味がない」を選んだ方に伺います。日本における人権課題について、あなたの興味があるものを次の中からいくつでも選んでください。

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がい者
5. 同和問題（部落差別問題）
6. アイヌの人々
7. 在日韓国・朝鮮人
8. 外国人
9. HIV（エイズウイルス）感染者・エイズ患者
10. ハンセン病患者、回復者等
11. 刑を終えて出所した人
12. 犯罪被害者やその家族等
13. インターネットによる人権侵害（プライバシー侵害や誹謗・中傷など）
14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族等
15. ホームレス
16. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）
17. 性同一性障がい者（生物学的な性と心の性が一致しない者）
18. 人身取引（性的搾取（さくしゅ）、強制労働等を目的とした人身取引）
19. 東日本大震災に伴う人権問題
20. 上記のような条件が重なった人に対する重層的差別
（例えば、女性でありかつ障がい者でもあることで受ける差別等）
21. その他（具体的に： _____)

◆女性の人権についておたずねします

問2-1 あなたは、男女平等が実現していると思いますか。次の（1）から（3）について、それぞれ右側のAからGの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A	B	C	D	E	F	G
	し男 て女 い平 る等 とが 思実 う現	だほ とぼ 思男 う女 平 等	不や 利や 益女 だ性 だ性 とに 思 う	不女 利性 益に だ と 思 う	不や 利や 益男 だ性 だ性 とに 思 う	不男 利性 益に だ と 思 う	わ か ら な い
(1) 家庭の中では	1	2	3	4	5	6	7
(2) 職場では	1	2	3	4	5	6	7
(3) 地域生活 (自治活動など)では	1	2	3	4	5	6	7

調査票

問2-2 あなたは、女性に関することで、現在どのような人権問題があると思いますか。

次の中からいくつでも選んでください。

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）に基づく差別的取り扱いを受けること
2. 職場における差別待遇(採用、昇任、賃金など)を受けること
3. ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）
4. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
5. 強姦性交、強制わいせつ等の性犯罪や売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
6. 女性のヌード写真等を掲載した雑誌、新聞やアダルト・ビデオ、ポルノ雑誌等、女性を性の対象ととらえた風潮
7. 女性の働く風俗営業
8. 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のような女性だけに用いられる言葉が使われること
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

問2-3 結婚、家庭、出産、子育てについての考え方で、あなたのご意見に最も近いものはどれですか。次の(1)から(6)について、それぞれ右側のAからEの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A 賛成	B 賛ど 成ち ら か と い え ば	C 反ど 対ち ら か と い え ば	D 反 対	E わ か ら な い
(1) 女性の幸福は結婚にある	1	2	3	4	5
(2) 結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
(3) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
(4) 女性は結婚したら、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活したほうがよい	1	2	3	4	5
(5) 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
(6) 家事や育児についても、夫婦で分担したほうがよい	1	2	3	4	5

調査票

◆高齢者の人権についておたずねします

問3-1 あなたは、高齢者の状況をどう感じていますか。次の(1)と(2)についてそれぞれ右側のAからEの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A	B	C	D	E
	と尊敬 うされて いる	と尊敬 うさら れか てい る え ば	に除ど さけち れ者ら てへか いのけ るけい ともえ 思のば う	に除 さけ者 れてへ いのけ るけも 思の う	いど えち らな い も
(1) 家庭では	1	2	3	4	5
(2) 社会（地域生活）では	1	2	3	4	5

問3-2 あなたは、高齢者に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 経済的な自立が難しいこと
2. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
3. 悪徳商法の被害者が多いこと
4. 家庭内での看護や介護において、劣悪な扱いや虐待を受けること
5. 医療機関や社会福祉施設において、劣悪な扱いや虐待を受けること
6. 邪魔者扱いにされ、つまはじきにされること
7. 一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やそれらによる不便があること
8. アパート等への入居を拒否されること
9. その他（具体的に： _____)
10. 特にない
11. わからない

◆子どもの人権についておたずねします

問4-1 あなたは、子どもの様子をどう感じていますか。次の(1)から(3)について、それぞれ右側のAからEの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A	B	C	D	E
	る幸 よせ うに に過 思ご うし て い	幸ど せち なら よか うと にい 思え うば	よ幸ど うせち にでら 思はか うな うい え ば	よ幸ど うせ にで 思は う ない	わ か ら な い
(1) 家庭では	1	2	3	4	5
(2) 学校では	1	2	3	4	5
(3) 地域（家庭や学校以外）では	1	2	3	4	5

調査票

問4-2 あなたは、子どもに関することで、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. いじめを受けること
2. 体罰を受けること
3. 虐待を受けること
4. いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事
5. 進学先や就職先の選択などの子ども本人の希望（意見）を大人が無視すること
6. 学力による評価が優先し、多様な能力が評価されないこと
7. 家庭の経済状況が理由で、子どもが自己実現できないこと
（自己実現：自分の可能性を開いたり、能力を発揮したり、希望をかなえたりすること）
8. 児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象となること
9. 性的行為や暴力シーンを子どもに見せること
10. その他（具体的に： _____)
11. 特にない
12. わからない

◆障がい者（精神障がい者を含む）の人権についておたずねします

問5-1 あなたは、障がい者の人権は保障されていると思いますか。次の（1）と（2）について、それぞれ右側のAからEの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A	B	C	D	E
	と保 思障 うさ れて いる	と保ど 思障ち うさら れか てと いい るえ ば	と保ど 思障ち うさら れか てと いい なえ いば	と保 思障 うさ れて い ない	わ か ら な い
（1） 法律や制度の上で	1	2	3	4	5
（2） 日常生活で	1	2	3	4	5

問5-2 あなたは、障がい者に関することで現在どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いをされること
（就職の機会がない、職場での合理的配慮に欠ける等）
3. 差別的な言動をされること
4. 悪徳商法の被害者が多いこと
5. アパート等への入居を拒否されること
6. スポーツ・文化活動・地域活動に自由に参加できないこと
7. じろじろ見られたり避けられたりすること
8. 必要な社会的支援（医療等）を受けられないこと
9. その他（具体的に： _____)
10. 特にない
11. わからない

調査票

◆同和問題（部落差別問題）についておたずねします

問6-1 あなたは、同和地区の人を見下したり、排除しようとする差別意識を持った人がいると思いますか。1つ選んでください。

1. 差別意識を持っている人はもういなくなった
2. ほとんどの人が差別意識を持っていない
3. なかには差別意識を持っている人がいる
4. 差別意識を持っている人はまだ多い
5. わからない



問6-2 問6-1で「3. なかには差別意識を持っている人がいる」、「4. 差別意識を持った人はまだ多い」を選んだ方に伺います。あなたは、差別意識は近い将来なくすことができると思いますか。1つ選んでください。

1. 完全になくすことができる
2. かなりなくすことができる
3. なくすことは難しい

問6-3 あなたが、同和問題を初めて知ったきっかけは何ですか。1つ選んでください。

1. 家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の友だちから聞いた
6. 学校の授業で習った
7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
8. 同和問題の集会や研修会で知った
9. 県や市町村の広報紙やパンフレット等で知った
10. 同和問題は知っているがきっかけは覚えていない
11. その他（具体的に： _____）
12. 同和問題を知らない



問6-4 問6-3で「1～11」を選んだ方に伺います。あなたは、同和問題として、現在どのような問題が起きていると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 結婚問題で周囲に反対されること
2. 就職・職場で不利な扱いをされること
3. 差別的な言動をされること
4. 差別的な落書きをされること
5. 身元調査をされること
6. インターネットを利用して差別的な情報を掲載されること
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

問6-5 あなたのお子さんが、同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどのように思いますか。1つ選んでください。お子さんがいない方は、いるものと仮定して考えてください。

1. 同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない
2. できれば同和地区の人でない方がよいが、反対はしない
3. 反対するが、本人の意思が強ければやむをえない
4. 絶対に反対する
5. わからない

調査票

問6-6 あなたは、同和対策審議会答申をどの程度ご存じですか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

1. よく知っている
2. 多少は知っている
3. あまり知らない
4. 知らない

※国が同和問題の解決に向けて総合的に取り組むきっかけになったのは、同和問題が基本的人権にかかわり、その解決は国の責務であり、かつ国民的課題であることを述べた昭和40年の「同和対策審議会答申」です。

◆その他の人権問題についておたずねします

問7-1 あなたは、日本に居住している外国人に関することで、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 差別的な言動をされること
5. アパート等への入居を拒否されること
6. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
7. 風習や、習慣等の違いが受け入れられないこと
8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
9. その他（具体的に：)
10. 特にない
11. わからない

問7-2 あなたは、エイズ患者・HIV感染者やその家族に関することで、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中から1つ選んでください。

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 治療や入院を断られること
4. 無断でエイズ検査等をされること
5. 差別的な言動をされること
6. アパート等への入居を拒否されること
7. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
8. その他（具体的に：)
9. 特にない
10. わからない

問7-3 あなたは、ハンセン病患者・回復者やその家族に関することで、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中から1つ選んでください。

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 治療や入院を断られること
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
6. 差別的な言動をされること
7. アパート等への入居を拒否されること
8. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
9. じろじろ見られたり、避けられたりすること
10. その他（具体的に：)
11. 特にない
12. わからない

調査票

問7-4 あなたは、犯罪被害者やその家族等に関する事で、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 事件について周囲でうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6. 刑事手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
7. 報道によってプライバシーに関する情報が公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
8. その他（具体的に： _____）
9. 特にない
10. わからない

問7-5 あなたは、インターネットによる人権侵害に関する事で、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 他人を誹謗（ひぼう）・中傷する表現が掲載されること
2. 他人に差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5. ネットポルノが存在していること
6. プライバシーに関する情報が掲載されること
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

問7-6 あなたは、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）や性同一性障がい（生物学的な性と心の性が一致しないこと）に関する事で、現在どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 差別的な言動をされること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. アパート等の入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

問7-7 あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 差別的な言動をされること
3. アパート等の入居を拒否されること
4. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
5. 学校、幼稚園等への入学や入園を拒否されること
6. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

調査票

◆学校での学習や地域での啓発活動についておたずねします

問8-1 あなたは、学校で人権教育や同和問題についての教育を受けましたか。
次の(1)から(4)について、それぞれ右側のAからDの中からあてはまる番号を1つずつ選んでください。

	A	B	C	D
	かなり学んだ	少しは学んだ	全く学んでない	学校でしていない
(1) 小学校	1	2	3	
(2) 中学校(旧制の高等小学校を含む)	1	2	3	4
(3) 高校(旧制の中等学校・高等女学校を含む)	1	2	3	4
(4) 大学(短大・高専を含む)	1	2	3	4

問8-2 県や市町村が出している広報紙に人権や同和問題についての記事が掲載されることがあります。あなたはそのような記事を読んだことがありますか。1つ選んでください。

1. 読んだことがある
2. 読んだことがない(または、そのような記事は見たことがない)
3. 県や市町村の広報紙を見たことがない

問8-3 あなたは、人権や同和問題についての映画やビデオ、テレビ番組を見たり、ラジオ放送を聴いたりしたことがありますか。1つ選んでください。

1. ある
2. ない

問8-4 あなたは、これまでに、人権に関する講演会や研修・学習会等に何回くらい参加しましたか。1つ選んでください。

1. 1回もない
2. 1~2回
3. 3~4回
4. 5~6回
5. 7~9回
6. 10回以上

問8-5 あなたは、人権の大切さを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思いますか。または、あなたならどれが良いですか。いくつでも選んでください。

1. 講演会、シンポジウム、研修会
2. 展示会(資料、写真等)
3. 広報紙・パンフレット・ポスター
4. テレビ・ラジオを利用した啓発広報
5. 映画・ビデオを利用した啓発広報
6. 新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報
7. インターネット・Eメール(メールマガジン等)を利用した啓発広報
8. 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
9. ワークショップ(参加者による少人数の討論会や参加体験型学習等)
10. 高齢化や障がいの擬似(ぎじ)体験
11. 高齢者・障がい者・外国人等との交流会
12. 自由な意見の交換ができる会合
13. その他(具体的に: _____)
14. 特にない
15. わからない

調査票

◆人権尊重社会の実現についておたずねします

問9 あなたは、次にあげる憲法や法律をどの程度ご存じですか。次の(1)～(3)について、それぞれの右側のA～Dの中からあてはまる番号を1つ選んでください。

	A	B	C	D
	知よ つく てい る	知多 つ少 ては いる	知あ らま なり い	知 ら な い
(1) 「日本国憲法」(昭和22年)	1	2	3	4
(2) 「世界人権宣言」(昭和23年)	1	2	3	4
(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 (平成12年)	1	2	3	4

※基本的人権等を定めた「日本国憲法」や人権及び自由を尊重し確保する共通の基準として国連で採択された「世界人権宣言」、人権尊重社会の実現へ寄与する努力を国民の責務と定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」など、人権を保障するさまざまな取組が、国内外において進められています。

問10 最後に、人権が守られる社会を作るため考えられていることや、ご意見・ご要望などありましたらご自由にお書きください。

以上で質問を終わります。
最後までご協力くださり、ありがとうございました。
皆様の貴重なご意見は、今後の施策に活用させていただきます。

用語集

人権？

人権とは、誰もが生まれながらに持っている自分らしく幸せに生きる権利のことです。

しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があります。

問1-5 差別や人権侵害を受けた場合に相談できる機関(場所)

1. 法務局

人権相談に係る総合的な窓口として、差別・いじめ・嫌がらせ等さまざまな人権に関する問題の相談を受けています。

2. 人権擁護委員

地域において人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。中津市では16名、県内では約200名の委員が活動しています。

3. 県・市町村役場の担当課

人権全般や女性、子どもなど各分野の関係部署が相談窓口を設置しています。

4. NPO等の民間団体

女性、子どもなど各分野の専門のNPO等が相談を受けています。

5. 警察署

普段の生活の安全に関する不安や悩みについての相談窓口を設置しています。

6. 弁護士（または弁護士会）

人権救済申立てを受けて調査をし、人権侵害の除去と改善に努めています。

問5-2 障がい者に関する人権問題

障害者差別解消法

平成28年4月に施行されたこの法律では、役所や事業所は、「障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由に差別すること」（不当な差別的取扱）が禁止されるとともに、「障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（または対応に努める）こと」（合理的配慮の提供）が求められています。

問7-6 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）や性同一性障がい（生物学的な性と心の性が一致しないこと）に関する人権問題

LGBT

L（レズビアン）……………女性同性愛
G（ゲイ）……………男性同性愛
B（バイセクシュアル）………両性愛
T（トランスジェンダー）……身体の性と心の性が一致しない
の4つの文字を並べた、性的少数者を表す言葉のひとつ。

問9 憲法や法律

(1) 「日本国憲法」（昭和22年）

基本的人権を保障し、個人としての尊重、法の下での平等などを定めています。

(2) 「世界人権宣言」（昭和23年）

人権及び自由を尊重し確保する共通の基準として国連で採択されたものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）

人権尊重社会の実現へ寄与する努力を国民の責務と定めたものです。